

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 1 日

玉川村長 石森 春男

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

山小屋地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営対数

法人	経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯囲を解消するために利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・6 次産業化を進め、地域資源を活用した高付加価値の產品開発を目指す。
- ・水稻収穫作業の受託を進めるとともに、担い手への農地集積を進め、高品位の米作りに努める。